

2023年1月13日
(2023年9月29日更新)
武州ガス株式会社

国の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」に係る運用について

平素より武州ガスのガス・電気をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当社は、経済産業省の「電気・ガス価格激変緩和対策事業（以下、「本事業」）」^{*1}について、電気は2022年12月19日(月)に、都市ガスは2022年12月23日(土)に採択されました。^{*2}

本事業への参画に伴い、これまで2023年2～10月検針分のガス・電気料金について値引きを実施もしくは公表しておりますが、政府の方針に基づき、11月検針分以降もこれを延長し、引き続き値引きを実施することといたしました。なお、お客さまが本事業による値引きを受けるにあたって、お客さまご自身でのお手続きや当社へのご連絡は不要です。

*1:本事業の概要は経済産業省ホームページ(<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/>)でご確認ください。

*2:武州ガス株式会社の低圧電力については、東京ガス株式会社（小売電気事業者/登録番号 A0064）が販売する電気を取り次ぎいたします。電気価格については、電力取次元である東京ガス株式会社にて申請を行い、2022年12月28日(水)に採択されております。

当社の運用内容

1. 値引き単価および適用月

下表の金額をお客さまのガス料金・電気料金より値引きいたします。

ガス料金	2023年2月～2023年9月検針分まで : 1m ³ ご使用につき 30円(税込み) 2023年10月～2024年1月検針分まで : 1m ³ ご使用につき 15円(税込み) ただし、年間契約量が1,000万m ³ 以上のお客さま、発電事業を営むお客さま(売電分)は対象外となります。
電気料金	低圧電気をご契約のお客さま 2023年2月～2023年9月検針分まで : 1kWhご使用につき 7円(税込み) 2023年10月～2024年1月検針分まで : 1kWhご使用につき 3.5円(税込み) 高圧電気をご契約のお客さま 2023年2月～2023年9月検針分まで : 1kWhご使用につき 3.5円(税込み) 2023年10月～2024年1月検針分まで : 1kWhご使用につき 1.8円(税込み) 特別高圧のお客さまは対象外となります。

※上記の電気料金(低圧電気)のうち、需給開始日と需給開始日以降到来する検針日が同月となる場合

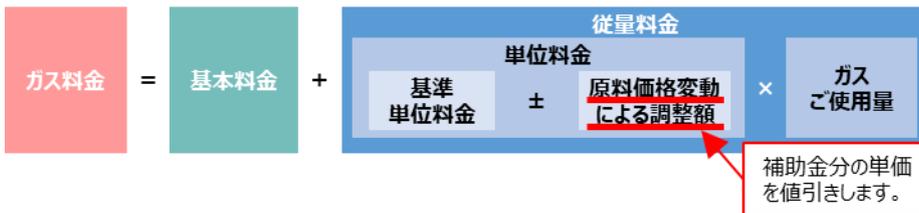
は、その電気料金には前月下旬に確定する燃料価格を適用するため、翌月検針分の電気料金に適用される値引きを適用。(例：9月1日需給開始、9月10日検針の場合、その電気料金には3.5円/kWhの値引きを適用。)

なお、補助金適用前後の調整単価は、検針月の前月中旬(例：2023年2月検針分は、2023年1月中旬)に、当社または東京ガスホームページ*3で公表する予定です。

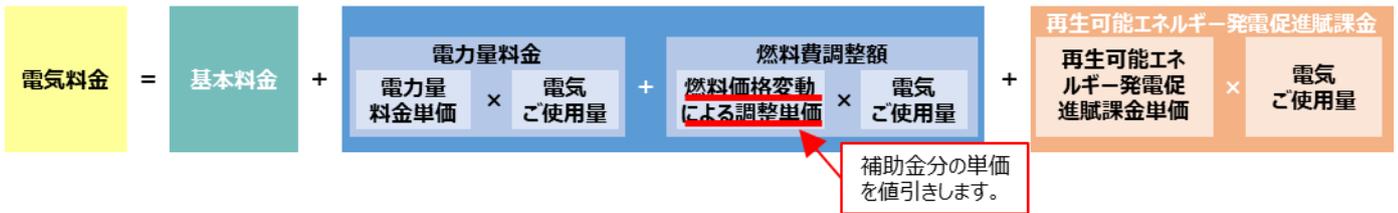
*3：当社・東京ガスホームページ

- ・ ガス料金の調整単価：下記 URL の「原料費調整制度」
<https://www.bushugas.co.jp/home/gokatei/>
- ・ 低圧電気料金の調整単価：下記 URL の「燃料費調整制度」(東京ガスのホームページにリンクします)
<https://home.tokyo-gas.co.jp/power/ryokin/tanka/index.html#chousei>
- ・ 高圧電気料金の調整単価：下記 URL の「燃料費調整単価について」
<https://www.bushugas.co.jp/electricity/high-elec/>

<ガス料金の補助金適用イメージ>



<電気料金の補助金適用イメージ>



2. 適用開始月

ガス料金・電気料金共に、2023年2月検針分より適用を開始*4いたします。なお、値引き単価および値引きの適用終了月も国の補助金事業に準じます

*4：ガス料金のうち、2023年1月検針後で同月内に閉栓の場合は、2022年12月下旬に確定する燃料価格(9~11月分)が適用されないため、値引きが適用されません。

電気料金のうち、2023年1月需給開始で同月検針の場合は、2022年12月下旬に確定する燃料価格(9~11月分)を適用するため、1月検針分より値引きを適用します。

法人向けのご契約について、ガスは2022年12月下旬に確定する原料価格(11月分)を適用する場合は「2023年2月の検針以降」、電気は2022年12月下旬に確定する燃料価格(9~11月分)を適

には適用されていません。電気料金には2023年3月請求分（2月検針分）以降、値引きが適用されます。

	2022年11月			12月			2023年1月			2月		
ガス												
電気												

(例②) ガス料金2023年2月検針分と電気料金2022年12月検針分を合算して、2023年2月に請求する場合

⇒2023年2月請求分では、ガス料金には補助金分の値引きが適用されておりますが、電気料金には適用されていません。電気料金には2023年4月請求分（2月検針分）以降、値引きが適用されます。

	2022年11月			12月			2023年1月			2月		
ガス												
電気												

4. 本事業に関するお問い合わせ先

本事業の目的・概要などは、経済産業省の「電気・ガス価格激変緩和対策 事務局需要家向け窓口」(下記)へお問い合わせください。

■経済産業省「電気・ガス価格激変緩和対策 事務局需要家向け窓口」

0120-013-305

□受付時間 9:00～17:00（年末年始を除く）

お客さまへの請求料金に関しては、当社窓口（下記）までお問い合わせください。

※ お客さまが本事業による値引きをお客さまが受けるにあたって、お客さまご自身でのお手続きや当社へのご連絡は不要です。

■当社窓口

ガス料金：049-241-9015 <料金チーム>

電気料金：0120-255-900 <小売電気事業チーム>

□受付時間 平日 8:30～17:15（年末年始を除く）

以上